八王子駅南口集いの拠点整備・運営事業 実施方針等に対する質問への追加回答(令和4年5月20日)

No.	資	資料コー	ード	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答 (令和4年2月4日 公表内容)	回答(追加) (令和4年5月20日 公表内容)
329	1 0	0	0 0	業務要求办準書(案) 本文	46	IV	6	(1)	配置計画	「①共通」において、「現在の八王子市郷土資料館敷地内にある石碑(20基)を集いの拠点等に移設すること」とありますが、配置計画の参考とするために各石碑のサイズ等の詳細をお示しいただけないでしょうか。	募集要項公表時までに公表します。	現在の八王子市郷土資料館敷地内にある石碑(20基)を集いの拠点等に移設することについては、本事業の対象としないこととし、募集要項公表時に本項目の表現を改めたものを示します。
330	1 0	0	0 0	業務要求办 準書(案) 本文	46	IV	6	(1)		①共通において、「現在の八王子市郷土資料館敷地内にある石碑(20 基)を集いの拠点等に移設すること。設置場所は、歴史・郷土ミュージアムとする。」とありますが、設置場所は、歴史・郷土ミュージアムの約3,000㎡の屋内の中という理解でよろしいでしょうか?あるいは、屋外に移設し、その部分を歴史・郷土ミュージアムの一部とするということでしょうか。	募集要項公表時までに公表します。	No.329の回答を参照してください。
331	1 0	0	0 0	業務要求办 準書(案) 本文	46	IV	6	(1)	配置計画	①「共通」に、現在の八王子市郷土資料館敷地内にある石碑を移設し、歴史・郷土ミュージアムに設置するとありますが、サイズや重量は募集要項等の公表時に示される予定でしょうか。	募集要項公表時までに公表します。	No.329の回答を参照してください。
346	1 0	0	0 0	業務要求水準書(案)本文	48	IV	6	(3)	什器·備品	「什器・備品については、PFI事業者の所有物」とありますが、PFI事業者に資産を持たせない方針とし、構成員または協力企業へ業務を委託する場合は当該構成員の所有とすることでよろしいでしょうか。	募集要項公表時までに公表します。	本事業では、PFI事業者の創意工夫によって、ニーズ変化を 捉え、施設を柔軟に活用しながら時間とともに魅力を高める 運営を行うことを運営理念の1つとして掲げています。必須事 業の什器・備品については、サービス対価に含まれており、事 業期間を通してPFI事業者が任意に更新を行うことができる よう、PFI事業者の所有物とすること、または、PFI事業者にお いてリース契約を結び借り受けることを前提としています。な お、PFI事業者の所有及びリースのいずれの場合であって も、将来にわたって集いの拠点を運営する観点から、本事業 の事業期間の終了とともに、市が必要と判断する什器・備品 の所有権については市に移転することを前提としています。 その前提を踏まえた上で、什器・備品を構成員または協力企 業の所有とすることを可とします。 また、建設業務で設置する想定の什器・備品と開館準備業務 で設置する想定の什器・備品とが区別できるよう、本項目な らびに業務要求水準書(案)別添資料5「什器・備品リスト」を 更新したものを募集要項公表時に示します。
347	1 0	0	0 0	業務要求办 準書(案) 本文	48	IV	6		ア 什器・備	「什器・備品については、PFI 事業者の所有物もしくは、PFI 事業者においてリース契約を結び借り受けるものとする」とありますが、事業終了時は事業者にて引き上げることになるでしょうか。	No.346の回答を参照してください。	No.346の回答を参照してください。
348	1 0	0	0 0	業務要求水準書(案) 本文	48	IV	6	(3)		什器・備品については、PFI事業者の所有物もしくはPFI事業者においてリース契約を結び借り受けるものとするとありますが、PFI事業者の所有物とした場合でも設計・建設業務のサービス対価の対象となるのでしょうか。反対にリースとした場合には維持管理及び運営業務のサービス対価となるのでしょうか。	No.346の回答を参照してください。	No.346の回答を参照してください。
349	1 0	0	0 0	業務要求水準書(案) 本文	48	IV	6	(3)		自由提案施設をテナントに賃貸する場合、什器・備品はPFI 事業者の所有物とするのではなく、当該テナント業者の所有 物としてもよろしいでしょうか。	No.346の回答を参照してください。	任意事業については、PFI事業者が自らの裁量で実施する対象施設の利用促進・魅力向上に資する事業であるという位置付けを踏まえ、仕様、数量及びその所有区分を含め、提案に委ねることとし、本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。 あわせて、No.346の回答を参照してください。

No.	資料コード		資料名		ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答 (令和4年2月4日 公表内容)	回答(追加) (令和4年5月20日 公表内容)	
350	1 0	0	0 0	(案)	水準書 本文	48	IV	6	(3)	内装計画	「ア 什器・備品」は設計・監理・建設業務に含むものと考えて よろしいでしょうか。	No.346の回答を参照してください。	No.346の回答を参照してください。
351	1 0	0	0 0) 業務書本	(案)	: 48	IV	6	3		什器・備品リストに記載されているものはPFIの事業費内で整備する事と理解していますが、当該リストに記載されている 仕器・備品を事業期間内に更新や新調が必要な場合、購入 費用及び工事費用は今後提示されるPFI事業費に予め含ん でいただいている、という理解でよろしいでしょうか。含まれ ている場合、更新回数や費用の内訳をお示しいただけますで しょうか。	に含めています。更新回数については、業務要求水準を充足する限りにおいて事業者の提案に委ねます。なお、募集要項公表時に、市から支払われるサービス対価の上限額と、イニシャルコスト・ランニングコストの想定割合をあわせて公表す	2月4日の回答と合わせ、No.346の回答を参照してください。
352	1 0	0	0 0) 業務 準書 本文	(案)	48	IV	6	(3)		①ア「什器・備品」について、「什器・備品については、PFI事業者の所有物もしくは、PFI事業者においてリース契約を結び借り受けるものとする」とありますが、什器・備品リストに記載されている歴史・郷土ミュージアムの二次資料(模型、レプリカ、環境再現展示等)も同様でしょうか。		什器・備品リストに記載している歴史・郷土ミュージアムの二次資料(模型、レプリカ、環境再現展示等)についても、他の什器、備品と同様の取扱いとしてください。 什器、備品の取扱いについては、No.346の回答を参照してください。
426	1 0	0	0 0	業務準書本文	(案)	76	IV	8	(3)		⑨備品の設置:事業終了後の事業者の所有物またはリース 契約品の処分・引渡しについて考え方をご教示ください。	No.346の回答を参照してください。	No.346の回答を参照してください。